

○たかちほ再生支援利子補給金交付要綱

令和5年1月4日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格等の物価高騰による影響を受けた中小企業の事業継続を支援するため、宮崎県中小企業融資制度要綱(平成20年宮崎県定め。以下「制度要綱」という。)第3条5号に定めるみやざき再生支援特別貸付(以下「特別貸付」という。)の利用者に対して交付するたかちほ再生支援利子補給金(以下「利子補給金」という。)について、補助金等の交付に関する規則(昭和45年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「取扱金融機関」とは、制度要綱別表第1に定める金融機関をいう。

(利子補給の対象となる期間)

第3条 利子補給の対象となる利子の支払い期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利子補給の交付対象、補給率及び補給額)

第4条 利子補給金は、当該特別貸付の利用者に対して交付するものとする。

2 利子補給率は取扱金融機関へ支払った利子額を予算の範囲内において交付するものとし、交付金額は1,000円未満切捨てとする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、初回償還月から最長36箇月とする。

(利子補給の制限)

第6条 特別貸付の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を行わないものとする。

- (1) 町税を滞納しているとき。
- (2) 金融機関に対し利子支払いの遅延、延滞があるとき。
- (3) 利子補給金の交付を受ける時点において、事業を停止、廃止又は他人に譲渡しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないと認めたとき。

(利子補給金の交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする特別貸付の利用者は、たかちほ再生支援利子補給金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければな

らない。

(1) 金融機関が発行する利子支払額を証明する書類(任意様式)

(2) 納税証明書(町税)

(3) その他町長が必要と認める書類

(利子補給金の交付の方法)

第8条 特別貸付の利用者は、利子補給金を請求しようとするときは、たかちほ再生支援利子補給金請求書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、第7条に規定する利子補給金の交付申請に代えるものとする。

(利子補給金の取消し及び返還)

第10条 町長は、特別貸付の利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定の取消し、又は補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請内容が不適正であり、交付条件に反しているとき。

(2) 虚偽その他の不正行為により、利子補給金の交付を受けていることが判明したとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月21日から適用する。

(高千穂町原油・原材料高対策利子補給金交付要綱の失効)

2 高千穂町原油・原材料高対策利子補給金交付要綱(令和4年告示第98号)は、利子補給期間終了後、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(この告示の失効)

3 この告示は、利子補給期間終了後、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和7年1月27日告示第10号)

この告示は、令和7年1月27日から施行する。